

第七回国会 内閣委員会 議録 第二十三号

昭和二十五年四月二十八日(金曜日) 午後二時四十九分開議

出席委員

委員長 鈴木 明良君
理事 江花 静君 理事 小川原政信君
理事 木村 榮君

逢澤 寛君 島村 一郎君
高塩 三郎君 田中 萬逸君
玉置 信一君 中垣 國男君
水田三喜男君 南 好雄君
鈴木 義男君 松岡 駒吉君

出席國務大臣 本多 市郎君
出席政府委員 大野木克彦君
行政管理庁次長 高辻 正巳君
總理府事務官 坂本 実君
(運輸行政部長) 海上保安庁長官 大久保武雄君
農林政務次官 奥村 重正君
中央経済調 査庁次長

委員外の出席者 農林事務官 戸嶋 芳雄君
(水産庁漁政 部漁政課長) 後藤 博君
経済調査官 中央経済調 査庁長官官 房秘書課長

専門員 亀掛川 浩君
専門員 小関 紹夫君

四月二十八日 委員井上知治君、坂本実君、佐藤榮作君、坪川信三君、根本龍太郎君及び牧野寛素君辞任につき、その補欠として島村一郎君、中垣國男君、玉置信一君、逢澤寛君、南好雄君及び

高塩三郎君が議長の指名で委員に選任された。
四月二十八日 水産庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六五号)(参議院送付)
の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件 水産庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六五号)(参議院送付)
海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六六号)
経済調査庁法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六七号)
地方財政委員会設置法案(内閣提出第一八〇号)
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八二号)

○鈴木委員長 これより会議を開きます。

東京都、千葉県、茨城県、栃木県、埼玉県、群馬県、神奈川県、山梨県、及び静岡県、愛知県、岐阜県、及び三重県の区域並びにその沿岸水域

大阪府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県、豊岡市、城崎郡、美方郡及び出石郡の区域並びにその沿岸水域

広島県、岡山県、山口県(山口市、下関市、小野田市)

第三海上保安管区 横浜市 第三管区海上保安本部

第四海上保安管区 名古屋市 第四管区海上保安本部

第五海上保安管区 神戸市 第五管区海上保安本部

第六海上保安管区 広島市 第六管区海上保安本部

第七海上保安管区 門司市 第七管区海上保安本部

第八海上保安管区 舞鶴市 第八管区海上保安本部

第九海上保安管区 新潟市 第九管区海上保安本部

附則第一項中「五月一日」を「六月一日」に改める。

附則第二項を削り、附則第三項を第二項とし、以下順次一項ずつ繰り上げる。

○江花委員 海上保安庁法の一部を改正する法律案に對しまして修正の理由を申し述べたいと思ひます。要旨は、一、管区本部の管轄区域及び所在地は現在の保安本部の管轄区域及び所在地とすることを適當と認め、六管区本部制を九管区本部制とすること、二、次長をして本来の庁務に専念させるためその権限中官房事務を除くこと、三、この施行期日を六月一日に改めること、以上の点について修正案を提出いたします。なおその案はお手元に差上

○鈴木委員長 起立多数。によつて本修正案は可決いたしました。

第一類第一号 内閣委員會議録第二十三号 昭和二十五年四月二十八日

と思ひます。ところが依然としてそういつたものが残つておる。今度出た定員法を見ましても、きよりの御説明だと、たとえば経済統制関係の会議によつて郵政省まで影響が及んで、十何名かの減員をやらなければならぬといつたような段階にある。これと同じようなものができて、自治庁や自治委員会議の方の仕事は、ほとんど私たちの見たいにはなくなるようなものだと思つておられます。それにもかかわらず依然として自治庁なんかにおいては一つも定員法は問題になつておらない。それはどういふわけでしょうか。

○高辻政府委員 私から一応お答え申し上げます。地方自治庁の残りしました事務が何であるかということについて、ごく大ざつぱに事務の範囲を申し上げてみたいと思ひますが、国と地方公共団体の連絡をはかるということ、それから地方自治に影響を及ぼす国の施策の企画立案及び運営等に関しまして、地方自治権擁護の立場から、必要な意見を内閣、それから関係行政機関に申し出る。それから国家行政組織法に内閣総理大臣の権限が書いてあるわけがございしますが、それは府令、省令等に基きまして、各大臣が地方公共団体の長に対してなす命令、示達その他の行為について、地方自治の本旨に反するものがあると認めるときには、地方公共団体の長がその旨を内閣総理大臣に申し出ることができると。そうした場合に内閣総理大臣は、それを相当理由があると認めるときには、関係各大臣にそれら指示をすることができると。それからまた地方自治法上、内閣総理大臣の権限の行使を認められて

いる事項が相当あるわけがございします。たとへば都道府県知事等が国の機関としての行為につきまして、ある程度内閣総理大臣の権限がマンデイムス・ブローニングデザインズという形において残つておるわけでありまして、そういう権限の行使について補佐をする。それからまた公共団体の行政、財政、公務員等に関する制度について企画立案をする。それから公共団体の行政職員に関する調査統計の作成、資料の収集配付を行う。それからまた地方財政に関する財政委員会に対して資料の提供を求める。あるいはまた地方自治に関する図書を刊行いたしました。普及徹底をはかるといつたようなふうな、相當の範圍の所掌事務が残つておるわけがございします。しかしてこの地方自治委員会というものは、これはもう事務を行う上におきまして、やはり地方団体の意向といふものを反映せしむるためにも、これは一挙になくすといふよりも、やはりそういう意味合いにおいて残して置く方がよろしいという結論になりました。存置せしむる。ただしその性格は、地方財政委員会等の議決機関が、一方に財政に關してはありますことでもありますので、こちらの自治庁の自治委員会として、一応諮問機関という形にいたしました。その構成にも若干の変更が加わるといふわけがございします。

○木村(勲)委員 そこでもう一つ問題になるのは、この法律を見ますと、たとえば非常に罰則を設けまして、調査、質問をした場合に、それを拒否したといふような場合には、一年以下の懲役に処すといふような規定になつて

おりますが、その関係と、さつきあなたがおつしやつた国家行政組織法によつて、各関係大臣なんかいろいろ／＼なことを末端に命令をやる。たとへばもし罷免をした場合などは、たしかこれは一般に公示をしなければならぬといふような規定もあつて、相當地方自治の精神を重んじておつたと思ひが、今度のもので行きますと、財政委員会は関係大臣よりも大なる権限を持つておつて、そして懲役にすることになるのですが、こういう懲役にすることになる場合には、この地方財政委員会が告発するのですか、それともどういふような方法でやるのですか。

○高辻政府委員 ただいまの御質問でございしますが、この財政委員会設置法をこらんに限ります限りにおきましては、ただいまお話のようなことはいないわけなのでございします。あるいは地方税法との関係にお話もお話も存じませんが、その他の関係においては、地方自治法をこらんに限ります。国家行政組織法の関係をこらんに限ります。監督方法としてはきわめて民主的な方法をもつて現在は運営されておりますので、その御心配はなからうかと存する次第であります。

○木村(勲)委員 それは、設置法だけを見ればなるほどそういうことも言えると思ひます。御承知のように地方税法と平衡交付金とは一体不可分のものであつて、平衡交付金を見、また地方税法を見ますと、地方財政委員会そのものがまるで検査官か何かのような権限を持つように仕組まれておるわけなのです。その点で、さつき私が申し上げましたような、一年以下の懲役問題が出て来るのですが、それは一体だれが

認定をしてやるのかといつたような問題なのです。たとへば答弁できないような質問、あるいはいろいろ／＼な調査を要求しておいて、それに対して答弁も報告もできないような場合も、今の平衡交付金や地方税法と関連して考えますとあり得る場合もあるように思ひます。そういう場合には、何も末端で答弁をしなかつたのが悪いのではなく、答弁のできないような要求をしたのが悪いといふふうに考えられる場合もあると思ひます。そういうものに対しては、この三つの法律案そのものを一体として見てもらへばいいわけなのですが、そこへ設置法だけを持つて来て、これは民主的なものだからといふのは少しおかしいと思ひます。

○高辻政府委員 御指摘の点は、地方財政平衡交付金の方にはそういうことはなかつたかと思ひますが、地方税法等につきまして、何か御指摘のような事項でもございしますれば言つていただきたいと存じます。

○木村(勲)委員 随所にあるのです。たとえば地方税については、農地の固定資産税の倍数などの決定権を財政委員会が握つておる。それからまた市町村民税の課税標準の許可権、こういうものを握つておる。そういうふうなことはたくさんあると思ひます。そこで、今の、下と上との意見が食い違つて来る場合がある。そういう場合に、一方の、下からの言ひ分は一つも保証されない。上からの、財政委員会の決定したものはいやでもおつても聞かなければならぬといふような仕組みになつておるのです。だからその委員会の方だけを見ますと、なるほど民主的になつておる。しかし片方の税法を

見ますと、押えられている。こういう調節はここではできていないのです。こういう調節はどのような方法でやられるのか、さつき質問した、たとへば国家行政組織法の適用によつて何か訴願ができるかどうかといつた点を明確にしてみたい。

○高辻政府委員 ただいま仰せられました点につきましては、実はそれ／＼の法律の規定に従つてこの委員会が権限を行使するわけがございしますが、この委員会の構成をこらんに限りますとわかりますように、委員の中には各地方公共団体から推薦された者が入つておるのでございまして、委員会は自治的な組織となつておるわけがございします。政府の一機関であることには相違ございせんが、それ／＼独立的な色彩の條項もあるわけがございまして、それ／＼の権限行使については、この委員会自身が地方の利益を代表する方々が入りました、特に民主的な構成を考へまして、そういう人々によつて構成された委員会に決定できるといふことが、この委員会の特色であるわけがございします。従つて御危惧の点につきましては、この委員会自体の性格といふこととらみ合せてお考えをいただきたいと思います。

においては質問したけれども答弁がなかつたということで罰則を加えるというのはおかしいわけなのです。片方の地方税法では罰則を設けてあるのです。地方財政委員会の手落ちを無視して、具体的な問題とは別個に地方財政委員会の方から命令が出せますか。そういうような場合の調節は地方財政委員会はどのようにしてやるのか、こういう問題です。

○高辻政府委員 たいまお話の條文は、大体同じ條文でございますが、地方財政委員会事務局の職員で特に指定された者が一定の調査をする場合に、その検査を拒んだり、妨げたり、忌避した者に対する罰則の關係についての御質問だと思いますが、これはやはり地方税について一定の権限のある者が、何ら拒すすべしというものは一つの問題なのであります。一定の場合に検査をするという、それをゆえなく拒む、あるいは妨げ、忌避したというような場合には、やはり法定上の罰則があるという事はやむを得ないのではないかと。これは単にこの場合のみならず、国の一定の権限を有しておる者が一定の行為をなす場合に於て、常に考慮されることでありまして、特別にこの場合にのみ問題になる事項ではないと考えるのでございませぬ。

○木村(榮)委員 しかし、たとえ刑罰訴訟法なんかでも、被告の黙秘権はある。それが答弁できないようなことをかつて聞いて、これを拒否したといつても、一方的に、お前は拒否したのだという事が出て来るわけなのです。そういうような場合に、何か訴訟でも起して争うような場合があると思

○高辻政府委員 もちろん裁判所に訴えられますことは当然にできることではございませぬ。

○木村(榮)委員 事務局職員というのは大体どういふものをさしておるのですか。職員がやるというのは、この地方財政委員会の委員がやるのか、ここでは職員だと思つておるが、職員は委員会の委員によつてその権限を持つてゐるのですか、またそれは別個な職員の何か規則によつてやるのですか。

○高辻政府委員 この條項に明らかにありますように、その職員は、地方財政委員会事務局の職員である者であります。但し地方財政委員会の委員長が指定する者であります。

○鈴木委員 他に質疑はありませんか。

○鈴木委員 他に質疑はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○鈴木委員 質疑がなければこれより討論に入ります。討論の通告がありますからこれを許します。木村(榮)君。

○木村(榮)委員 私はこの法案には反対の立場から討論をしたいと思つておる。今私が御質問申し上げました中で、明らかになつたように、大体この法案というものは、地方税法並びに地方財政平衡交付金法と不可分なものであり、しかも平衡交付金法なんかは目下地方行政委員会で審議中であるのでございませぬが、何にしても通過してない。こつた段階にこれだけを通すといふのは、きわめて不合理であるといふことも言えます。しかもさつき私が申し上げましたように、固定資産税の倍数の決定とか、あるいは町村民税の課税標準に対しての許可権と

か、平衡交付金については交付金の総額の見積り及び各地方公共団体への交付金額の決定といつたふうな、重大な権限を持つておるわけなのであります。こつた重大な権限を持つたものが、わずか五名の委員によつて構成せられ、單なる諮問機関ではなく、大きな決定権を持つてゐる。これはいわばかつての内務省なんか、下級の行政官庁を意のままに動かしておつたと同じような権限を持つておると私は思つてゐる。こつたものがこの地方自治法なんかにおける精神とは相当かけ離れた方向へ動くといふのは、当然だと思つてゐる。そういう点から、まず内務省復活的な空気がきわめて強固から反対しなければならぬと思つておる。それからもう一つ、これは地方税に對してはまるで国税庁のような性格のものであつて、さつき申し上げましたように、地方自治庁や地方自治委員会といふものは、この段階になれば實際に地方財政委員会の決定したことを運営する。そのため事務機関といつたものにすぎないことになる。こつたものをわざ／＼存置して、両方で巧みに締め上げて行くといふのは、きわめて強固的な方向だと思つてゐる。それからさつき私が申し上げました特に大きな問題は、答弁を拒否した場合といつた一年以下の懲役になるという事は、まことに恐ろしいものである。拒否といふことでもいろいろ解釈によつて違つておるが、ただ一事務局長そのものの、拒否したのだといふ報告だけで、これは拒否だと決定してしまふようなことは、相当大きな問題

であると思つてゐる。何も犯罪捜査をやるわけではないのですから、拒否したといつたようなことをまるで犯罪であるかのごとく規定してしまふのは、非常に危険な方法だと思つてゐる。特に刑事訴訟法なんかの場合においても、御承知のように被告でさえも黙秘権を認められてゐるといつた段階で、一事務局員がやつて来て調査をせよ、どうもその点は答弁したかぬまゝといつたことだけでも、この法律によれば一年以下の懲役となるといつたふうなことは、きわめて危険なことだと私は思つてゐる。こつた關係を考へてみますと、平衡交付金そのものが、こつた委員会で運営されますれば、非常に一方的な運営をして将来こつた問題をめぐつての不正や腐敗、こつた問題を非常に巧みにやる危険性が多分にあると私は考へます。こつた観点から、この法案は採決なさるにしても、平衡交付金法が通つてからこの設置法案が出るならば、法律上の問題としてはいいかも知れぬ。しかしまだ平衡交付金法がないのだから、これを通すのは逆なわけなのです。同時にこつたふうな非常に内務省復活のようなフアッシュヨ的な地方財政委員会設置に對しては、共産黨は反対いたします。以上簡単に反対の要点を述べておきます。

○鈴木委員 次に小川原政信君。

○小川原委員 私は自由黨を代表して討論をいたします。民主的な政治のあり方から考へまして、この修正案は最も適切なものであると考へます。また、この修正案に賛成すると同時に、また原案におきましても当然適切なものであると考へまして、賛成する次第であります。

○鈴木委員 討論はこれにて終了いたしました。これより採決いたします。まず、修正案に賛成の方の御起立を願ひます。

○鈴木委員 起立多数、よつて本修正案は可決いたしました。

○鈴木委員 起立多数、よつて本修正案は可決いたしました。

○鈴木委員 起立多数、よつて本修正案は可決いたしました。

○鈴木委員 起立多数、よつて本修正案は可決いたしました。

○鈴木委員 起立多数、よつて本修正案は可決いたしました。

○鈴木委員 起立多数、よつて本修正案は可決いたしました。

○鈴木委員 起立多数、よつて本修正案は可決いたしました。

○鈴木委員 起立多数、よつて本修正案は可決いたしました。

○鈴木委員 起立多数、よつて本修正案は可決いたしました。

○鈴木委員 起立多数、よつて本修正案は可決いたしました。

○鈴木委員 起立多数、よつて本修正案は可決いたしました。

○鈴木委員 起立多数、よつて本修正案は可決いたしました。

○鈴木委員 起立多数、よつて本修正案は可決いたしました。

○鈴木委員 起立多数、よつて本修正案は可決いたしました。

○鈴木委員 起立多数、よつて本修正案は可決いたしました。

○鈴木委員 起立多数、よつて本修正案は可決いたしました。

○鈴木委員 起立多数、よつて本修正案は可決いたしました。

○鈴木委員 起立多数、よつて本修正案は可決いたしました。

○鈴木委員 起立多数、よつて本修正案は可決いたしました。

○鈴木委員 起立多数、よつて本修正案は可決いたしました。

○鈴木委員 起立多数、よつて本修正案は可決いたしました。

○鈴木委員 起立多数、よつて本修正案は可決いたしました。

○鈴木委員 起立多数、よつて本修正案は可決いたしました。

○鈴木委員 起立多数、よつて本修正案は可決いたしました。

題についてこちらが加勢した事例があつたように記憶しております。脱税一般につきまして、調査庁といたしまして、これに協力すると申しますか、仕事重点を向けて行くというふうな考えは、今までのなかつたのであります。何かこちらの説明が不十分でそういう印象を與えておつたことと思ひますが、従来の私どもの考え方を申し上げまして、御了承願ひたいと思ひ次第でございます。

それから私どもの方の構成員でございますが、当初でござりましたときに、ただいまお示しのように、大體経済統制の勵行ということで、経済警察がなくなりましてその空白を埋めて行くといつたような使命も、初めは若干ございました。但し警察とは違ひ、行政的にこれをやるのだというふうなことが、非常にやかましく言われておりましたし、そういうふうな関係で、警察、司法方面の事務になれて、人を、若干職員として保有しておく必要があるという関係から、警察及び検察庁の前後を有する者を、若干入れたわけでありまして。その後数回の整理によつて、そういう者の数はだん／＼減つて来ておりました。現在のところでは、職員数の一割七、八分くらいに相なつております。今後の整理におきましても、ただいま本大臣からお話もございましたように、新しい仕事の方向と、人間の能力、能力というふうなものを適当に勘案にいたしまして、お示しのような方向に努力いたしたい、かように考えております。

ろ／＼仕事をやつて参りますと、当時私どもの言葉で監査、査察と呼んでおりましたが、役所の方の監査と、それから統制に關係いたします民間と申しますか、業界の方を対象にいたしました調査、大體そういう方向でやつて参つたのでございます。いろ／＼やつて参りました経験に徴しますと、統制の段階におきましても、官庁方面にいろいろ問題がたくさんある。たとえて申しますならば、これは古い話になります。配給の問題にいたしまして、切符の発行でありますとか、その現物の裏づけであるとか、主として官辺の操作にまたなければならぬような事柄に、どうも問題がたくさんあるといふような印象を強くいたしました。その後実際の動きをいたしましたは、調査庁の主力をおおむねその方向に向け行つたのでございますが、統制の幅がだん／＼縮小されるようになりまして、ますますその傾向を強くして参つたのでございますが、経済統制の中心にあつて、行政機関方面の事務を調べておられますうちに、自然他の方面にも触れて参るわけでありまして。いろ／＼かれこれ私どもの印象をいたしまして、今後はこの経済統制のみならず、重要な法令をもつて指示されました経済政策、そういう方面の、政府なり国会の御意思とされることと、実行面のとずれ、それをできるだけ直す方向を進めて行く、これが一つ御報告するゆえんではないかというふうな考へになりました。従来とも行政監査方面の仕事はいたしておつたのでございますが、その主軸になりませう法令を、統制法令のほか、一般経済関係法令といふふうな、広く範囲を改めること

に、今回改正をお願いいたしました。その方に重点をおきまして、調査庁の仕事を実施して参りたい、かように考へておる次第でございます。

○木村(義)委員 私はあなたと議論してもよろしいのですが、たとへば第六国会において、考査委員会で油糧公団を最初として、公団の不正問題を相当やることになつて、私は当時考査委員であつたから、油糧公団の問題をやつた。そのときに、あなたの方の關係の調査資料を出してもらつたらうと相当おもしろいものが出ると思つて、相当私たちがしてはそれを期待しておつた。ところが故意か偶然か存じませんが、あなたの方の方はそういうものを何も出して来ない。かえつて経済調査庁は、何か公団の不正を隠蔽するような役割を果しているのじやないかという疑いを持つたくらいです。そういう中において、今度の公団事件が起つた場合に、あなたの方の監査部長、木村監査部長であつたかと思ひますが、公団会計の監査の結果を公表することは、解散まじわることだから、おもしろくない結果となるから、公表しない方がいいといつたふうなことで言つていゝと、それは犯罪捜査上隠蔽するといふ意味だつたかもしれませんが、それならそれで、あの考査委員会でやつたときに、こういう事件はもつと未然に防げたはずであつて、あのときにもつと積極的に行つた資料を出してもよろしいかと思つた。そのときに拒否したようになつた。そのとき拒否した場合は、何かおもしろくない結果になるから、公表しない方がいいといつたようだが、あなたも自分の方が正しいのだという

ような声明みたいなものを、わざ／＼出して、なおがんばつてゐる。今度の改正を見ますと、今度は公団の検査とか、特別調達庁の検査というふうなことを、出し抜けに出して来られる。これは何かその筋の方からそういうふうな方向で温存せよというふうな命令でもあるのか、それともあなたの方で痛いとこを各方面につかんでおつて、反対するならお前の方をいじめてやるというふうなことで、温存をはかつてゐるのか、そういうふうなしか解決できませんが、その点をひとつ御答弁を願ひたい。

○奥村政府委員 公団を監査いたしました際に、その監査の結果を公表することを躊躇いたしました理由を、簡単に申し上げます。

私どもの方といたしましては、監査いたしましただけでは、私どもの仕事の任務は終らないのであります。監査いたしました、これが、あいが悪いといふことが見つかりましたならば、向うにそれを示して、相手方と協力して、それを改善して行く、正しいレールに乗せて行くことがねらいであります。その最終の目的を達するためには、どうしても先方の十分な協力を得なければ目的が達せられないのでございまして。そういう見地から、結果を隠したというのでもありませんが、ともかくお互いいろいろ公団といたしまして、終息の段階になりますと、むしろ問題もあつたらうと思われまして、追打ちをかけるようなことをいたしまして、かえつてそのために職員がデイスカレッツじいたしました、私どもがねらつております方面から遠ざか

るのじやないかというふうな考え方が、世間に公表することを躊躇いたしましたのであります。

○木村(義)委員 そこで明らかになつた点は、重ねて言ひますが、あれだけ反対された自由党が、今度は逆に防衛の立場にまわられたのは、逆に経済調査庁というものを使つて、特に今度は特別調達庁などで、千億以上の膨大な総戦処理費をまかなう大官庁ですが、こゝゆゑものを經理云々ということによつて、今度は逆に経済調査庁そのものを使つて、大きなものを隠蔽して、小さいものだけ出してしまつてゐるのだといふような隠蔽の方向に使われるために存置されておるとしか考へられない。そういう点をもう少し明確に――調査官を何人縮小するか、答弁できないじやないか。何名か定員法できめておらぬ。そういうばかな話はなし。そういうところに端的に現われてゐるように、陰謀によつてこれの存置がはかられておる。かように考へます。

○江花委員 今の木村君の質問の最後の点などは、いわゆるひがんでゐる質問だと思ひます。ただ今の共産党の質問といふものを私ども聞いておりました、ある程度首肯できることは、やはり経済調査庁としては、整理する場合、経済統制の事務が大体どのくらい減つたから、調査官において何名くらい、庶務的なものについては何名くらい、という、そういう案があるべきは、たまたま、率直に御答弁になるのがしかるべきであると思ひます。

それからよく秘密々と言ひますが、捜査にならぬのは別問題でござい

も今夜あたり来るというので、委員会にも出さないで、そして質問討論を打切つて採決なんというの、まるで委員会を無視し、自由党がフアツシヨ団体であることを天下に証明するやうなものである。こういう横暴なことをやつて、おそろくこれは退職手当などもろくに出さぬと思ふ。出さないからこゝういふことをやるんだ。出したつて鼻くそほども出さぬか知らぬが、とにかく法案も見ないでは納得できない。それを見せないのでやるといふのはなつちやない。これはほんとうに極悪非道な首切りだ。失業者は町に氾濫して、いよく國民を窮乏に追い込むものである。大体採決自体に反対だ。なつちやないんだ。

○鈴木委員 鈴木義男君。私は反対でありまして、この定員法は何ゆゑにこゝういふうな整理をし、減員をするのか、納得の行くものもありますけれども、まだ納得の行かないものがあるのであります。しかし会期が短いために十分の審議をすることができないといふことは非常に残念なことであります。せめて手当につきまして、これも政府の言うことを信ずるほかない。とにかく昨年と同じ基準の手当を出すという約束をし、その点はやや憂えを除いたわけであります。その他の点については、人事委員会と合同審査会におきまして、わが党の委員から詳しく意見を述べてありますから、重ねて申し上げませんが、そういう趣旨においてこの定員法には賛成いたしかねるのであります。以上反対の意見を申し上げた次第であります。

○鈴木委員 次は江花静君。

○江花委員 自由党を代表いたしました。本案に賛成の意を表します。

○鈴木委員 これにて討論は終了いたしました。ただちに採決いたしました。本案に賛成の方の御起立を願ひます。

○鈴木委員 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○鈴木委員 次は水産庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたしました。まず政府より参議院において修正せられた部分についての説明を求めます。

水産庁設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりこゝに送付する。

参議院議長 佐藤 尙武
衆議院議長 幣原喜重郎
水産庁設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五條第一号及び第二号を次のように改める。
一 遠洋漁業の許可及び指導監督に関する事務を処理すること。
二 漁業の指導監督のために、無線施設によつて操業漁船の位置に関する通報を受け、及び発すること。
四
第五條に次の三号を加える。
八 漁船の登録及び依頼検査に関する事務を処理すること。
九 漁船設計並びに漁船用機関、

漁船用機械及び漁業用無線施設に関する技術の指導監督に関する事務を処理すること。
の修築、維持管理及び災害復旧を行い、又はこれらを行う者に対する許可、認可、指導監督及び
十 漁港及び船だまりの築造及び修理の指導助成に関する事務を処理すること。
十一 漁港の区域における公有水面の埋立の認可に関する事務を処理すること。

附則
一 この法律は、公布の日から施行する。
二 漁港法(昭和二十五年法律第号)の一部を次のように改正する。
附則第三項中水産庁設置法第四條を改正する部分の規定を削る。

○戸嶋説明員 それでは参議院において修正になりました点を簡単に御説明申し上げます。二十一日に漁港法が両院の議決によりまして成立いたしました。それに伴う改正でありまして、改正の第一点は、漁港法の附則におきまして、現在の水産庁設置法を前提として、現在の漁港法の基礎を置いておられます。それによりまして、現在の漁港法政は漁政部においてこれを所管する、こゝういふことになっておりますが、今度の一部を改正する法律案によりまして、その行政は生産部においてこれを扱うということにいたしました。その規定は無意味でありますので、その規定を削除いたします。その第一点であります。それから第二点

といたしましては、現在漁港行政は今度の漁港法の成立によりまして、農林大臣の権限等が幾分広くなりました。それに伴つて、漁港関係の権限を増す必要がございましたので、それをさらに広げた点を追加いたします。この二点でございます。簡単でございますが、以上をもつて説明を終ります。

○鈴木委員 御質疑はありますか。
○玉置(信)委員 漁政部から生産部に権限というか、行政事務を移管した形になるのではありませんか、むしろこれは現在の機構からいふと、三部のようでありまして、四部にして、真に行政事務の全きを期するということにした方がいいのではないかと思います。しかもこれを四部にするによつても、定員法に抵触せずして内部機構の改革を行うことができるのではないかとお思います。この点いかがでありますか、お伺ひいたします。

○戸嶋説明員 お話の点はごもつともでありまして、これは将来の問題としてぜひさういふように実現したいといふつもりで、今後事務的に準備をいたしたいと、こう思います。

○玉置(信)委員 将来というよりも、さしあたりさういふ方法に、機構改革をしてお出しになつた方がいいのではなからうかと思ひますが、それを出さなかつた理由はいかがでありますか。
○戸嶋説明員 実はもちろん議員提出の漁港法は通るであろうとは考えておつたのでございますが、それが通ることを前提といたしまして、さういふ機構をつくるのがちよつと事務的にむづかしい点がありましたので、一応一期だけ見送つたという形になつたのは

たいへん残念であります。将来の問題としてはぜひさういふように行つた方がいいのではないかと考えております。

○鈴木委員 他に御質疑はありますか。一御質疑がなければこれより討論に入りますが討論はいかがいたしませうか。
〔省略と呼ぶ者あり〕
○鈴木委員 それでは討論を省略いたします。これよりただちに採決いたします。参議院送付案たる政府原案に賛成の方の御起立を願ひます。

〔賛成者起立〕
○鈴木委員 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。この際お語りいたします。本日採決いたしました議案に関する報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鈴木委員 御異議なければさうとりはからいます。本日はこれにて散会いたします。午後四時十七分散会

〔参照〕
海上保安庁法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
地方財政委員会設置法案(内閣提出)に関する報告書
経済調査庁法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
水産庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕